

## 参照条文

### ○歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五七年一月八日法律第一号)抄

#### 附則

(試験に関する暫定措置)

第二条 歯科技工法の一部を改正する法律(平成六年法律第一号)による改正後の歯科技工士法第十二条第一項に規定する試験は、当分の間、同法第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少なくとも一回これを行うものとする。

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

### ○歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)抄

(政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、歯科技工士名簿の登録、訂正及び消除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に関する事項は、政令で定める。

(試験の目的)

第十一条 試験は、歯科技工士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第十二条 試験は、厚生労働大臣が、毎年少なくとも一回行う。

2 前項の規定により厚生労働大臣が行う試験に関する事務の全部又は一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

3 厚生労働大臣は、歯科医師試験委員に、前項の規定によつて都道府県知事が行うこととされた事項を除くほか、試験問題の作製、採点その他試験の施行に関して必要な事務をつかさどらせるものとする。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 歯科医師試験委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

(不正行為の禁止)

第十五条 試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、第十四条第一号又は第二号に規定する歯科技工士学校又は歯科技工士養成所の指定に関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

(事務の区分)

第二十七条の二 第十二条第二項の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

## ○歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)抄

(学校又は養成所の指定)

第九条 主務大臣は、歯科技工士法(以下、「法」という。)第一四条第一号に規定する歯科技工士学校又は法第一四条第二号に規定する歯科技工士養成所(以下、「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

## ○歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚令第二十三号)抄

(試験の公告)

第六条 試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期間は、あらかじめ都道府県知事が公告するものとする。

(受験の手続)

第七条 試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一 法第十四条第一号 又は第二号 に該当する者であるときは、卒業証明書

二 法第十四条第三号 に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受

けることができる者であることを証する書類

三 法第十四条第四号 に該当する者であるときは、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

四 写真(手札形台紙付とし、出願前六箇月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に○シギの記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。)

2 前項の受験願書は様式第四号によるものとする。

(試験の科目)

第八条 試験の科目は、次のとおりとする。

学説試験

歯科理工学

歯の解剖学

顎口腔機能学

有床義歯技工学

歯冠修復技工学

矯正歯科技工学

小児歯科技工学

関係法規

実地試験

歯科技工実技

(合格証書)

第九条 試験に合格した者には、合格証書を交付する。

(合格証明書)

第十条 合格証書を破り、よごし、又は失つた者は、合格証明書の交付を出願することができる。

## ○歯科技工士学校養成所指定規則(昭和三十一年厚令第三号)

(指定基準)

第二条 令第九条 の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 入学又は入所資格は、学校教育法第九十条第一項 に掲げるもの(歯科技工士法第十四条第一号 に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項 の規定により同項 に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。)であること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 別表の学科課程を有すること。

四 前号の学科課程の各科目を教授するために歯科医師二人以上を含む適当な数の教員を有し、かつ、その

- うち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であること。
- 五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。
- 六 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
- 七 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 管理及び維持経営の方法が確実であること。

別表(第二条関係)

学科目	総時間数
外国語	三〇
造形美術概論	一五
関係法規	一五
歯科技工学概論	五〇
歯科理工学	二二〇
歯の解剖学	一五〇
顎口腔機能学	六〇
有床義歯技工学	四四〇
歯冠修復技工学	四四〇
矯正歯科技工学	三〇
小児歯科技工学	三〇
歯科技工実習	五二〇
小計	二、〇〇〇
選択必修科目	二〇〇
合計	二、二〇〇
備考	
1 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学及び小児歯科技工学の教育については、基礎実習教育を含む。	
2 歯科技工実習は、少なくとも、学生又は生徒十人に対し一人の割合の歯科医師又は 歯科技工士によつて教育するものとする。	
3 選択必修科目は、本別表に掲げる科目のうち、外国語及び造形美術概論以外の科目から選択して講義又は実習を行う。	